

畜産とくつく情報

平成13年10月25日

問い合わせ先
長野県庁畜産課
☎026-235-7232

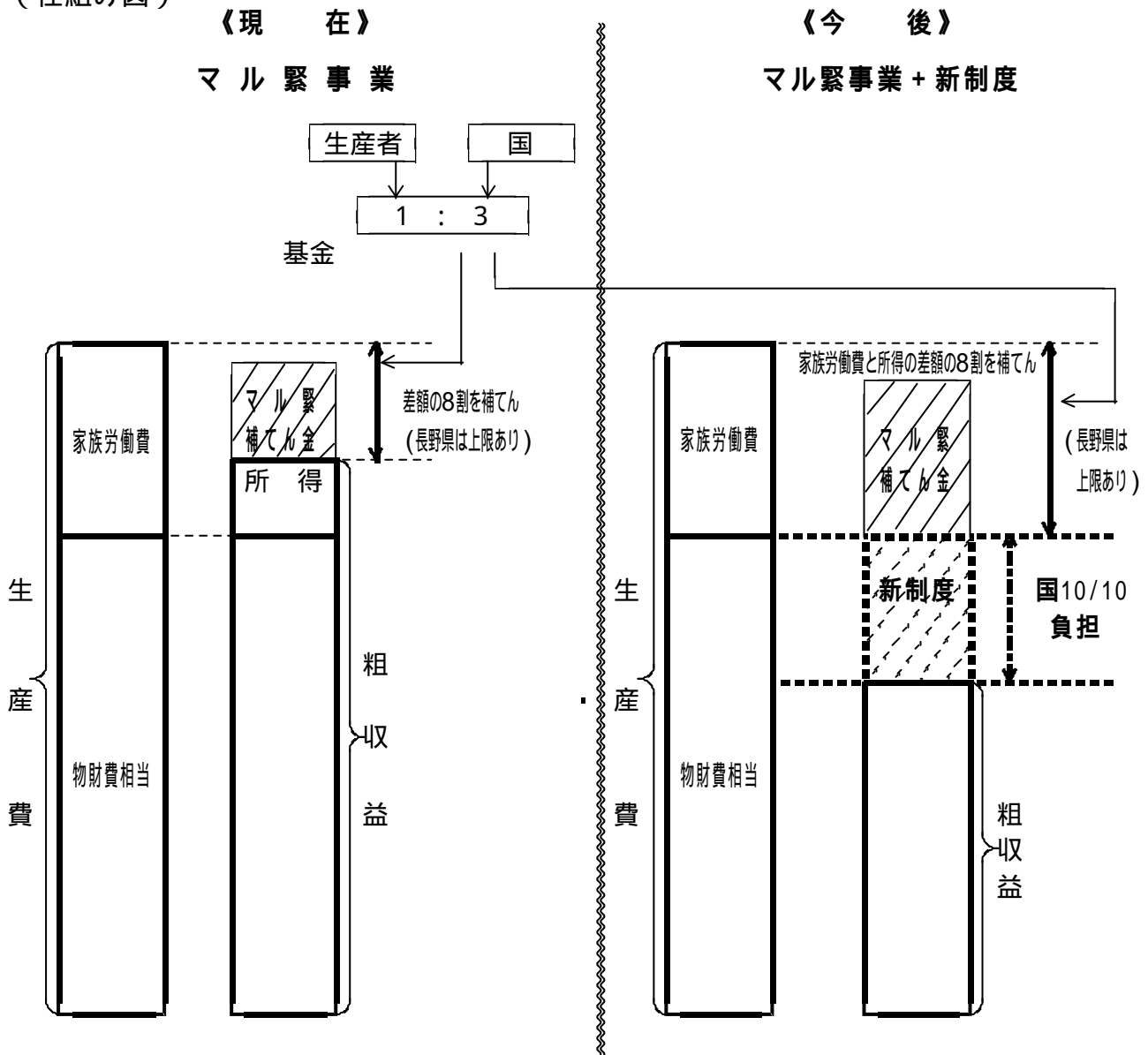
農林水産省から、10月24日に新たな農家経営安定対策の概要が示されました。

内容は次のとおりです。(事業の詳細は、わかり次第お伝えします。)

1 牛海綿状脳症(BSE)発生に対応した新たな肥育経営緊急支援

『肉用牛肥育経営安定対策事業(マル緊事業)』に加入している皆様には、現行の制度を補完するため、肥育牛1頭当たりの粗収益が、家族労働費を除いた生産費(物財費相当)を下回った場合に、その差額(赤字)が1か月ごとに補てんされます。

(仕組み図)



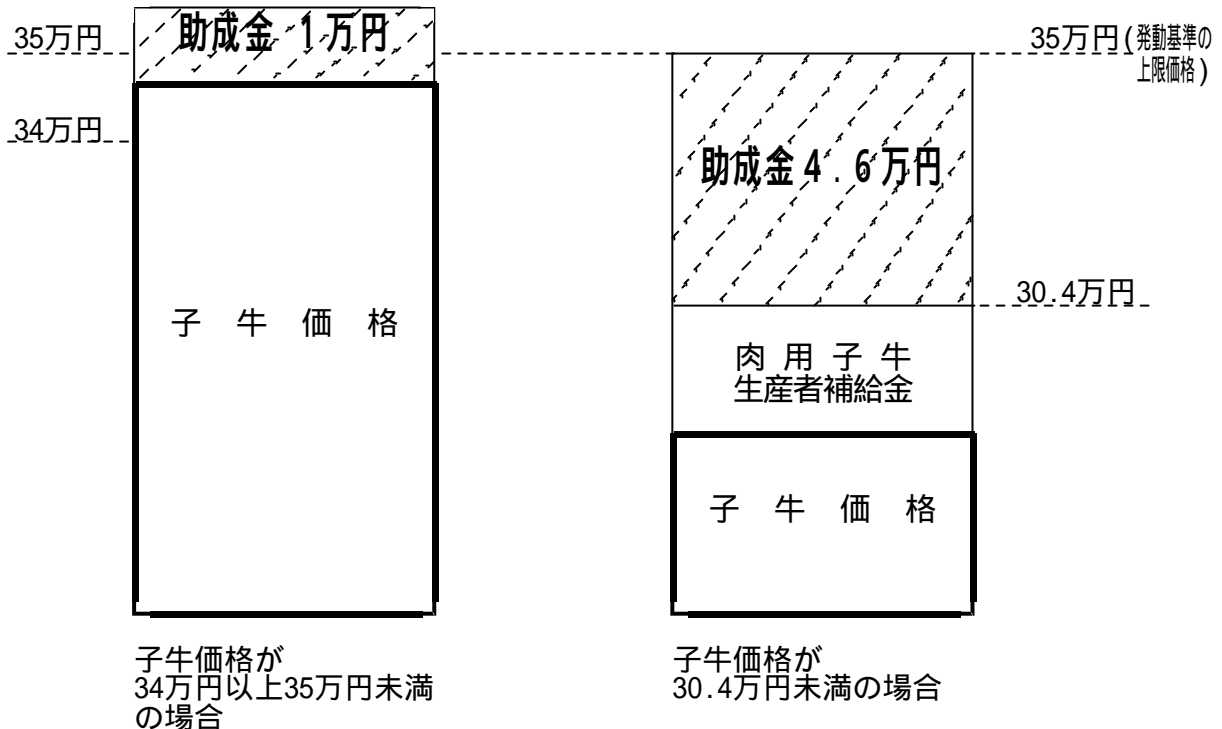
マル緊事業の詳細は、社団法人長野県畜産会(☎026-228-8809)までお問い合わせください。

2 牛海綿状脳症（BSE）発生に対応した子牛生産拡大奨励事業の特例措置

肉用子牛生産者補給金制度に加入している皆様には、肉専用種の子牛価格の低下に対応し、「子牛生産拡大奨励事業」について特例措置が実施されます。（飼養規模の増減に関係なく拡大者と同額の助成金が交付されます。）

（仕組み図）

黒毛和種の場合



品 種	発 動 基 準	助成金単価（子牛1頭当たり）		
		特例措置	現 行	
		増減に関係なく	増加の場合	維持の場合
黒 毛 和 種	35万円を下回った場合	10千円	10千円	7千円
	34万円を下回った場合	20千円	20千円	15千円
	33万円を下回った場合	30千円	30千円	22千円
	32万円を下回った場合	40千円	40千円	30千円
	31万円を下回った場合	46千円	46千円	34千円
褐 毛 和 種	32万円を下回った場合	25千円	25千円	16千円
その他の肉専用種	23万円を下回った場合	19千円	19千円	12千円

(注) 1 発動基準となる子牛価格は、肉用子牛生産者補給金制度において定められた指定市場の四半期ごとの平均価格です。

2 対象子牛の生産者は、中期的な子牛生産計画を作成する必要があります。

事業の詳細は、社団法人長野県畜産物価格安定基金協会（026-236-2275）までお問い合わせください。